

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 3 6 号

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成 1 3 年鈴鹿市規則第
2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう
に改める。

改 正 後	改 正 前
(助成の申請)	(助成の申請)
第11条 略	第11条 略
2・3 略	2・3 略
4 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に係る申請は、当該各号に掲げる書類を確認することにより受給資格者又は保護者等から申請があったものとみなす。	4 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に係る申請は、当該各号に掲げる書類を確認することにより受給資格者又は保護者等から申請があったものとみなす。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 受給資格者（18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に限る。） 保険医療機関の診療報酬明細書等に基づき、三重県国民健康保険団体連合会又は <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u> の作成する帳票	(3) 受給資格者（18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に限る。） 保険医療機関の診療報酬明細書等に基づき、三重県国民健康保険団体連合会又は <u>社会保険診療報酬支払基金</u> の作成する帳票

(鈴鹿市養育医療の給付等に関する規則の一部改正)

第2条 鈴鹿市養育医療の給付等に関する規則（平成25年鈴鹿市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（診療報酬の支払） 第13条 診療報酬の支払は、市長が診療報酬の審査及び支払に関する事務を委託した<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>及び三重県国民健康保険団体連合会を通じて行う。	（診療報酬の支払） 第13条 診療報酬の支払は、市長が診療報酬の審査及び支払に関する事務を委託した<u>社会保険診療報酬支払基金</u>及び三重県国民健康保険団体連合会を通じて行う。

（鈴鹿市育成医療費の支給認定に関する規則の一部改正）

第3条 鈴鹿市育成医療費の支給認定に関する規則（平成25年鈴鹿市規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（診療報酬の請求、審査及び支払） 第15条 診療報酬の請求、審査及び支払は、市長が委託した<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>及び三重県国民健康保険団体連合会を通じて行うものとする。	（診療報酬の請求、審査及び支払） 第15条 診療報酬の請求、審査及び支払は、市長が委託した<u>社会保険診療報酬支払基金</u>及び三重県国民健康保険団体連合会を通じて行うものとする。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。